

河川・渡船管理事務所の水門操作業務にかかる勤務労働条件に関する本交渉（議事録）

【局（職員課）】

今般、河川・渡船管理事務所における東横堀川・道頓堀川水門操作担当の勤務労働条件について、具体の事業経過も含め、河川課長及び河川・渡船管理事務所長より提案させていただきますのでよろしくお願いします。

【局（河川課）】

本市の東横堀川・道頓堀川水門操作業務につきましては、東横堀川、道頓堀川を通航する船舶に対して水門操作により、水門内及び水門外の水位を調整することで船舶を安全に通航させるほか、水位の制御、水質浄化、水防業務を担うなど市民の安全で快適な暮らしを支えるために重要な役割を担っております。

これまでの、水門を通航する船舶数につきましては、平成 21 年度（2009 年）には約 7,800 隻でしたが、令和 1 年度（2019 年）にはインバウンドに伴う観光客の増加により、観光船需要が高まった影響もあり約 15,000 隻の通航となり、約 10 年で水門通航利用が倍増となりました。

また、この間経済界等から市長に対して、令和 7 年（2025 年）の大阪万博を成功させるための機運醸成として、大阪の夜のエンターテイメントの充実が不可欠であり、その 1 つとして道頓堀川におけるナイトクルーズの就航をもう少し遅い時間まで実施できれば夜間経済の活性化に繋がるとのことで、水門通航時間の延長要望があり、市長から検討指示を受けて、令和 2 年の夏から秋の半年間を目途に 23 時までの 1 時間の時間延長を検討しておりましたが、新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言、渡航制限等により観光船需要が減少したことから見送る形となっておりました。今般の新型コロナウイルス感染症の状況による渡航制限の緩和に伴い、再び経済界等から道頓堀川におけるナイトクルーズの就航時間延長に伴う水門通航時間の延長要望がありました。

河川課といたしましては、令和 7 年（2025 年）の大阪万博の開催に向け、官民一体となり協力して機運醸成していかなければならないと考えており、河川・渡船管理事務所と水門通航時間延長の実施を検討するとともに就航時間延長期間について舟運事業者等へアンケート調査を実施のうえ、協議調整を実施してまいりました。

その結果、令和 5 年 7 月 18 日から 9 月 30 日までの期間、試行的に水門通航時間を 1 時間延長し、23 時までとしたいと考えており、現在の変則勤務時間を変更して対応してまいりたいと検討いたしているところです。

これらは職員の勤務労働条件の変更を含むものでありますことから、本日、その内容につきまして、ご説明をさせていただきたいと考えております。

内容につきましては、河川・渡船管理事務所長よりご説明させていただきます。

【局（河川・渡船管理事務所）】

水門通航時間を 1 時間延長し、23 時までの業務実施を行うにあたりましては、現在の変則勤務（夜間時間帯）の業務開始時間を 1 時間遅くする形で実施していきたいと考えております。

具体には、変則勤務（夜間時間帯）の業務に従事する職員につきましては、勤務時間を

14 時 30 分から 23 時までの勤務とし、休憩時間については 17 時 45 分から 18 時 30 分とさせていただきますと考えております。

実施にあたりましては、観光船の状況や業務量等を注視・検証しながら、職員の健康管理に細心の注意を払い、今後職員の勤務労働条件に影響が生じる場合には、時宜を逸することなく、支部とも事前協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【支部】

私たちは市政の第一線の現場において、多種多様なニーズに応えるとともに、様々な意見や要望、苦情にも対応しているところです。水門操作業務については、先に説明していただいたとおり船舶の安全通航、水質浄化、水防業務という市民の安全で快適な暮らしを支える重要な役割を担っております。

今回の水門通航時間延長については、大阪万博への機運醸成を図る手段として本市も積極的に協力すべきことであり、支部としても取り組むべきと考えるところです。

しかし、「変則勤務時間の変更」については、組合員の勤務労働条件に大きく関わる課題であり、23 時までの業務時間となると、組合員の帰宅や体調管理に不安を覚えるところであるが、注視、検証されるとのことであり、この間の労使の信頼関係に基づく提案であるため、基本的に了承、確認をするものです。